

はじめに

我が国における男女共同参画社会の形成は、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれたことが大きな契機となり、戦後の国際社会における取組とも連動しながら、着実に進められてきた。この不断の努力は平成 11 年に男女共同参画社会基本法の成立というかたちで結実し、我が国の男女共同参画社会の形成は新たな段階に入ったと言える。

しかしながら、男女共同参画社会の実現にはなお一層の努力が必要である。女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21 世紀を迎えた我が国社会にとって最重要課題であることは言を待たない。男女共同参画社会を実現することで、社会全体の活力が増し、人々が将来への夢を持てるようになると確信する。

政府においては、男女共同参画社会基本法に基づき、平成 12 年に男女共同参画基本計画を閣議決定し、総合的かつ計画的な取組を進めてきた。計画に盛り込まれた具体的施策は平成 17 年度末までに実施することとされており、この年限を迎えるに当たり、これまでの取組を評価・総括し、計画を改定する必要がある。

平成 16 年 7 月 28 日、男女共同参画会議は、内閣総理大臣から、男女共同参画社会基本法を踏まえた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について諮問を受けた。男女共同参画会議では、諮問を受けて、男女共同参画基本計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する国内外の様々な状況の変化を考慮の上、今後、政府が男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的な考え方を示すための検討を行うこととし、男女共同参画基本計画に関する専門調査会において、審議を重ねてきた。

本専門調査会は、本年 7 月まで 13 回にわたり、関係府省ヒアリング及び討議を重ね、これまでの取組の評価を行いつつ、計画改定に向けて議論を進めてきた（別紙資料参照）。また、男女共同参画会議においても、昨年 10 月 7 日に新しい男女共同参画基本計画に関する当面の論点について、本年 2 月 25 日に男女共同参画基本計画に新たに盛り込むべき事項について、議論が行われた。これらを踏まえ、5 月 17 日に本専門調査会としての中間整理を男女共同参画会議に報告した。また、中間整理について地方公共団体や民間団体、国民各層から広く意見を頂くため、6 月 10 日まで意見募集を行い、全国 5 か所で計 6 回の地方公聴会を開催した。寄せられた意見を基に本専門調査会において更に審議を重ね、今回、男女共同参画会議に対する報告として取りまとめたものである。

本報告は、取りまとめに当たっての考え方について整理した と、現行の男女共同参画基本計画の実施状況に関する評価、それを踏まえた次期基本計画の内容の基礎となる今後の施策の基本的方向等について記述した 及び計画の推進体制に関する から構成されている。また、次期基本計画にはできるだけ数値目標を盛り込む必要があり、これについては考えられる具体例を資料として添付した。

なお、「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー)の表現等については、様々な議論があることから、引き続き本専門調査会において調査検討を行うこととしたい。

本専門調査会は、政府に対して、本報告の考え方を踏まえて計画の改定を行い、男女共同参画社会の実現を一層加速させることを期待するものである。